

請願第 1 号

令和 5 年 6 月 1 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

川崎区
川崎公害病患者と家族の会
会長

ほか 9,629名

成人ぜん息患者医療費助成条例、小児ぜん息患者医療費支給条例
の廃止に反対し、維持・拡充を求める事に関する請願

請 願 趣 旨

本市は、「川崎市総合計画第3期実施計画素案（令和3年（2021年）11月）」を公表し、「成人ぜん息患者医療費助成制度の在り方の検討」を始め、「高齢者外出支援事業」、「重度障害者医療費助成制度」など市民生活に直結する、福祉制度の「見直し」案を示しました。

2007年（平成19年）1月、本市は20歳以上で気管支ぜん息を発症した患者に、医療費を助成する「成人ぜん息患者医療費助成制度」を創設し、患者の金銭的な不安を取り除き、安心して治療が受けられ、健康回復を図る一助となっています。本市は、制度創設に当たり「市内でぜん息患者が増加」し、「就労等にも支障が生じるため社会的な損失が大きい」ことを理由に、さらに「障害者自立支援法や老人医療制度等との均衡を考慮」して実施しました。制度の見直しに際し「他制度との均衡を図る」ことを理由としていますが、創設時に検討済みの内容です。

同制度による認定患者は、8,000名を超え、その後も毎月増え続けています。特に川崎北部地域で増え続けているのが特徴です。

本市は、「計画素案」の対象に掲げられていない「小児ぜん息患者医療費支給

条例」を見直しの対象に加えようとしています。「小児ぜん息患者医療費支給条例」の目的は、「児童福祉の増進を図る」ものでアレルギー疾患対策とは異なる性質のものであります。

ぜん息患者の医療費助成を守る立場から、以下のことについて要請いたします。

請 願 事 項

- 1 「成人ぜん息患者医療費助成条例」を維持・拡充し、医療費を無料にすること。
- 2 「小児ぜん息患者医療費支給条例」を維持すること。
- 3 「成人ぜん息患者医療費助成条例」適用患者が川崎北部地域で増え続けている原因を解明し、抜本的な対策を講じること。
- 4 「小児ぜん息患者医療費支給条例」適用患者が川崎北部地域で増え続けている原因を解明し、抜本的な対策を講じること。

紹介議員

宗 田 裕 之